国土交通省令第十七号

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第百四号)第十条第一項及び第二項並び

に第十三条第一項及び第三項並びに建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令 (平成十二年政令

第四百九十五号)第六条第一項第二号及び第二項第二号の規定に基づき、特定建設資材に係る分別解体等に

関する省令を次のように定める。

平成十四年三月五日

国土交通大臣 林 寛子

特定建設資材に係る分別解体等に関する省令

(用語)

第一条 この省令において使用する用語は、 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (以下「法」と

いう。) において使用する用語の例による。

(対象建設工事の届出)

第二条 法第十条第一項第六号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

商号、名称又は氏名及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

二 工事の名称及び場所

三 工事の種類

四 工事の規模

五 請負契約によるか自ら施工するかの別

六 対象建設工事の元請業者の商号、名称又は氏名及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

対象建設工事の元請業者が建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三条第一項の許可を受けた者であ

る場合においては、次に掲げるもの

七

イ 当該許可をした行政庁の名称及び許可番号

当該元請業者が置く同法第二十六条に規定する主任技術者又は監理技術者の氏名

八 対象建設工事の元請業者が法第二十一条第一項の登録を受けた者である場合においては、 次に掲げる

もの

イ 当該登録をした行政庁の名称及び登録番号

当該元請業者が置く法第三十一条に規定する技術管理者の氏名

九 対象建設工事の元請業者から法第十二条第一項の規定による説明を受けた年月日

2 法第十条第一項の規定による届出は、 別記様式第一号による届出書を提出して行うものとする。

対象建設工事に係る建築物等の設計図又は現状を示す明瞭な写真を添付しなければ

ならない。

3

前項の届出書には、

(変更の届出)

第三条 法第十条第二項の主務省令で定める事項は、 法第十条第一項第二号から第五号までに規定する事項

並びに前条第一項第一号及び第四号から第九号までに規定する事項とする。

2 法第十条第二項の規定による届出は、 別記様式第二号による届出書を提出して行うものとする。

対象建設工事の請負契約に係る書面の記載事項)

第四条 法第十三条第一項の主務省令で定める事項は、 次のとおりとする。

分別解体等の方法

解体工事に要する費用

三 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

四 再資源化等に要する費用

対象建設工事の請負契約に係る情報通信 の技術を利用する方法)

第五条 法第十三条第三項の主務省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

電子情報処理組織を使用する措置のうちイ又は口に掲げるもの

1 対象建設工事の請負契約(当該対象建設工事の全部又は一部について下請契約が締結されている場

合における各下請契約を含む。以下この条において同じ。) の当事者の使用に係る電子計算機 入出

力装置を含む。以下同じ。)と当該契約の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信 回線

を通じて送信し、 受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する措置

対象建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された同条

第一項に規定する事項又は請負契約の内容で同項に規定する事項に該当するものの変更の内容(以下

契約事項等」という。)を電気通信回線を通じて当該契約の相手方の閲覧に供し、 当該契約の相手

方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該契約事項等を記録する措置

磁気ディスク、シー・ディー ・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録してお

くことができる物 (以下「磁気ディスク等」という。) をもって調製するファイルに契約事項等を記録

したものを交付する措置

2 前項に掲げる措置は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならない。

当該契約の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものである

ح

一 ファイルに記録された契約事項等について、改変が行われていないかどうかを確認することができる

措置を講じていること。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、 対象建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機

当該契約の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をい

第六条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令 (以下「令」という。) 第三条第一項の規定

により示すべき措置の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

前条第一項に規定する措置のうち対象建設工事の請負契約の当事者が講じるもの

二 ファイルへの記録の方式

第七条 令第三条第一項の主務省令で定める方法は、 次に掲げる方法とする。

電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又は口に掲げるもの

1 対象建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機と当該契約の相手方の使用に係る電子計

算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイ

ルに記録する方法

対象建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第

十三条第三項の承諾に関する事項を電気通信回線を通じて当該契約の相手方の閲覧に供し、 当該対象

建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該承諾に関する事項

を記録する方法

磁気ディスク等をもって調製するファイルに当該承諾に関する事項を記録したものを交付する方法

2 前項第一号の「電子情報処理組織」とは、 対象建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機と

当該契約の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(報告の徴収に関する事項)

第八条 令第六条第一項第二号の主務省令で定める事項及び同条第二項第二号の主務省令で定める事項は、

法第十三条第一項及び第二項の規定により交付した書面又は同条第三項の規定により講じた措置に関する

事項その他分別解体等に関し都道府県知事が必要と認める事項とする。

附則

この省令は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成十四年五月三十日)から施行する。

(様式第一号) (A4)

届出書

知事 市区町村長	· 展 ·		平成	年	月	日
ブリが ナ 氏名 (法人に (郵便を	。 あっては商号又は名和 番号 -	が及び代表者の氏名)_)電話番号	-	-		<u>印</u> -
建設工事に係る資材の再資源化等に関	する法律第10条第	1項の規定により、	下記のと	おり届に	ナ出ます	
	記					
1.工事の概要						
工事の名称			_			
工事の場所 工事の種類 建築物に係る解体工事 建築物 建築物に係る新築工事等であって 建築物以外のものに係る解体工事 工事の規模	新築又は増築の工)			
建築物に係る解体工事	用途	、階数	、工事	対象床	面積	m2
建築物に係る新築又は増築の工事	用途	、階数	、工事	対象床	面積	m2
建築物に係る新築工事等であって新	築又は増築の工事	に該当しないもの				
	用途	、階数	、請負	!代金_		万円
建築物以外のものに係る解体工事又 請負・自主施工の別: 請負 自		請負代金	万円	L		
2.元請業者(請負契約によらないで自	及び代表者の氏名 号 -)				
住所 許可番号(登録番号) 建設業の場合				_		
建設業許可 大臣	知事	号				
主任技術者(監理技術者)氏名_ 解体工事業の場合		<u> </u>				
解体工事業登録知	事	号				
技術管理者氏名						
3 . 対象建設工事の元請業者から法第12 (請負契約によらないで自ら施工す			月日			
平成 年 月 日						
4.分別解体等の計画等 建築物に係る解体工事については 建築物に係る新築工事等について 建築物以外のものに係る解体工事 により記載すること。	は別表 2	ついては別表3				
5 . 工程の概要						
	記載することができな	 :いときは、「別紙のとる	おり」と記	載し、別	紙を添付	すること。)
欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。						
四付来 早						

分別解体等の計画等

		上、牛	ᄼᄮᄗᄼᄔᄼ	*	1 \#	^+ ^ - ^ - \	11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
3	建築物の構造	木造		カコンクリー		鉄筋コンク	リート這	
_^	22/(13/07)	鉄骨造		フリートブロ	コック造	その他()
		建築物の)状況					
		ED VERALLY SE						
		周辺状況	ቲ					
		作業場所	まり 生治					
		11-来物口	1021/1/16					
3	建築物に関する	搬出経路	各の状況					
_	調査の結果	##N — III—E I						
	門旦い加木	=15 -4- 17 =						
		残存物品	品の有無					
		付着物の	大年					
		り個物の	ノ月無					
		その他						
		()					
		(
		作業場所	斤の確保					
		+向ハココムマロA						
		搬出経路	るの唯作					
lт	事着手前に実施							
1 –	する措置の内容	战 方物 5	品の搬出の					
•	, 014 E () 1.1.D.	確認						
		7年 7心						
		その他						
		()					
	てませての吐り	· ·						
L	工事着手の時期	H	平成年	月日			() [] (b) (b) (c) (c) (c) (c) (c) (c)	
工	工程			作業	内容		分別解体等の方法	
程	建築設備・内	装材等	建築設備・	内装材等の	取り外し	有 無	手作業	
ر لا							手作業・機械作業の併用	
一程ごとの							手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
の	屋根ふき材		屋根ふきも	オの取り外し	<i>,</i> 有	無)
の作	屋根ふき材		屋根ふきね	すの取り外し	, , 有	無	併用の場合の理由 (手作業)
の作業内	屋根ふき材		屋根ふき	すの取り外し	· 有	無	併用の場合の理由 (手作業 手作業・機械作業の併用	
の作業内容		生生 二八					併用の場合の理由(手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
の作	屋根ふき材外装材・上部	構造部分	外装材・」	二部構造部分			併用の場合の理由(手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由(手作業	
の作業内容及び	外装材・上部は		外装材・」 有 無	:部構造部分 既	か取り場	₹U	併用の場合の理由(手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由(手作業 手作業・機械作業の併用	
の作業内容及び解			外装材・」 有 無	二部構造部分	か取り場		併用の場合の理由(手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由(手作業 手作業・機械作業の併用 手作業・機械作業の併用	
の作業内容及び解体	外装材・上部を基礎・基礎では		外装材・」 有 無 基礎・基礎	ニ部構造部分 既 替ぐいの取り	うの取り場)壊し	有 無	併用の場合の理由(手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由(手作業 手作業・機械作業の併用 手作業・機械作業の併用	
の作業内容及び解体	外装材・上部は		外装材・」 有 無	ニ部構造部分 既 替ぐいの取り	か取り場	有 無	併用の場合の理由(手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由(手作業 手作業・機械作業の併用 手作業 手作業・機械作業の併用 手作業	
の作業内容及び解	外装材・上部を基礎・基礎では		外装材・」 有 無 基礎・基礎	ニ部構造部分 既 替ぐいの取り	うの取り場)壊し	有 無	併用の場合の理由(手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由(手作業 手作業・機械作業の併用 手作業・機械作業の併用	
の作業内容及び解体	外装材・上部体 基礎・基礎ぐし その他 ()	, 1	外装材・」 有 無 基礎・基礎 その他の耳	- 部構造部分 E をぐいの取り	うの取り場)壊し	有 無	併用の場合の理由(手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由(手作業 手作業・機械作業の併用 手作業 手作業・機械作業の併用 手作業	
の作業内容及び解体	外装材・上部を基礎・基礎では	, 1	外装材・」 有 無 基礎・基礎 その他の耳	- 部構造部分 E をぐいの取り 又り壊し Eにおける	うの取り場)壊し	有 無	併用の場合の理由(手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由(手作業 手作業・機械作業の併用 手作業 手作業・機械作業の併用 手作業	
の作業内容及び解体	外装材・上部体 基礎・基礎ぐし その他 ()	, 1	外装材・ 有 基礎・基礎 その他の耳 上の工程 その他(- 部構造部分 (ませいの取り) (ない) 壊し (はおける)	うの取り場)壊し 有 無	有 無	併用の場合の理由(手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由(手作業 手作業・機械作業の併用 手作業 手作業・機械作業の併用 手作業	
の作業内容及び解体	外装材・上部体 基礎・基礎ぐし その他 () 工事の工程の順	頂序	外装材・ 有 基礎・基礎 その他の耳 上の工程 その他(- 部構造部分 E をぐいの取り 又り壊し Eにおける	うの取り場)壊し 有 無	有 無	併用の場合の理由(手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由(手作業 手作業・機械作業の併用 手作業 手作業・機械作業の併用 手作業	
の作業内容及び解体方法	外装材・上部体 基礎・基礎ぐし その他 () 工事の工程の同	原序れた	外装材・ 有 基礎・基礎 その他の耳 上の工程 その他(- 部構造部分 関 をぐいの取り 取り壊し 足における 場合の理由(か取り場の 東し 有 無	有 無	併用の場合の理由(手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由(手作業 手作業・機械作業の併用 手作業 手作業・機械作業の併用 手作業	
の作業内容及び解体方法	外装材・上部体 基礎・基礎ぐし その他 () 工事の工程の間 建築物に用いら 建設資材の量の見	ハ	外装材・ 有 無磁・基礎・基礎・ その他の耳 との他の工程 その他の切	- 部構造部分 関 をぐいの取り 取り壊し 足における (場合の理由 (の取り場の表し	有 無 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	併用の場合の理由(手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由(手作業 手作業・機械作業の併用 手作業・機械作業の併用 手作業 手作業・機械作業の併用 手作業 手作業・機械作業の併用)
の作業内容及び解体方法	外装材・上部体 基礎・基礎ぐし その他 () 工事の工程のに 建築物に用いら 建設資材の量の見 特定建設資材廃	ハ	外装材・ 有 基礎・基礎 その他の耳 上のの他の その他の均	二部構造部分 歴をぐいの取り 取り壊し 足における 湯合の理由(の取り場の表し	有 無	併用の場合の理由(手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由(手作業 手作業・機械作業の併用 手作業 手作業・機械作業の併用 手作業)
の作業内容及び解体方法	外装材・上部体 基礎・基礎ぐし その他 (工事の工程の順 建築物の量の見 特定建設資材廃 類ごとの量の見	ハ	外装材・ 有 基礎・基础 その他の工 上の他の切 その他の切 インクリ	二部構造部分 歴をぐいの取り 取り壊し 足における 湯合の理由(の取り場の表し	乗し 有 無 乗 の順序	併用の場合の理由(手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由(手作業 手作業・機械作業の併用 手作業・機械作業の併用 手作業 手作業・機械作業の併用 手作業 手作業・機械作業の併用)
の作業内容及び解体方法	外装材・上部・基礎・基礎ぐした。 その他(クリカーを関する。 は登り、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは	ハ	外装材・ 有 基礎・ をの他の 上その他の その他の コンク・	二部構造部分 関クででは 関クででは における 一般 リート塊	の取り場の表し	有 無 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	併用の場合の理由(手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由(手作業 手作業・機械作業の併用 手作業・機械作業の併用 手作業 手作業・機械作業の併用 手作業 手作業・機械作業の併用)
の作業内容及び解体方法 遅廃棄物発	外装材・上部体 基礎・基礎ぐし その他 (工事の工程の順 建築物の量の見 特定建設資材廃 類ごとの量の見	ハ	外装材・ 有 基礎・ をの他の 上その他の その他の コンク・	二部構造部分 歴をぐいの取り 取り壊し 足における 湯合の理由(の取り場の表し	表し 有 無 既 の順序 D見込み トン	併用の場合の理由(手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由(手作業 手作業・機械作業の併用 手作業・機械作業の併用 手作業 手作業・機械作業の併用 手作業 手作業・機械作業の併用)
の作業内容及び解体方法 遅廃棄物発	外装材・上部・基礎・基礎ぐした。 その他(クリカーを関する。 は登り、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは	ハ	外装材・ 素礎・基礎 その他の 上その他の インクト アスファルト・	二部構造部分 (またいの取り) (ない壊し (はおける) (はおもな) (はお	の取り場の表し	乗し 有 無 乗 の順序	併用の場合の理由(手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由(手作業 手作業・機械作業の併用 手作業・機械作業の併用 手作業 手作業・機械作業の併用 手作業 手作業・機械作業の併用)
の作業内容及び解体方法 遅廃棄物発生見	外装材・上部・基礎・基礎ぐした。 その他(クリカーを関する。 は登り、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは	ハ	外装材・ 有 基礎・ をの他の 上その他の その他の コンク・	二部構造部分 (またいの取り) (ない壊し (はおける) (はおもな) (はお	の取り場の表し	表し 有 無 既 の順序 D見込み トン	併用の場合の理由(手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由(手作業 手作業・機械作業の併用 手作業・機械作業の併用 手作業 手作業・機械作業の併用 手作業 手作業・機械作業の併用)
の作業内容及び解体方法 遅廃棄物発生見	外装材・上部・基礎・基礎ぐした。 その他(クリカーを関する。 は登り、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは	ハ	外装材・ 素礎・基礎 その他の 上その他の インクト アスファルト・	二部構造部分 (またいの取り) (ない壊し (はおける) (はおもな) (はお	の取り場の表し	表し 有 無 既 の順序 D見込み トン	併用の場合の理由(手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由(手作業 手作業・機械作業の併用 手作業・機械作業の併用 手作業 手作業・機械作業の併用 手作業 手作業・機械作業の併用)
の作業内容及び解体方法 漢廃棄物発生見込	外装材・上部・基礎・基礎ぐした。 その他(クリカーを関する。 は登り、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは	ハ 原 れたみ 乗物の及 乗込 まれる 建	外装材・ 素礎・基礎 その他の 上その他の インクト アスファルト・	二部構造部分 (またいの取り) (ない壊し (はおける) (ま合の理由 (はない) (は	か取り域)壊し 有 無 ン 量の	乗し 有 無 で順序 り見込み トン トン	併用の場合の理由(手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由(手作業 手作業・機械作業の併用 手作業・機械作業の併用 手作業 手作業・機械作業の併用 手作業 手作業・機械作業の併用)
の作業内容及び解体方法 選廃棄物発生見込量	外装材・上部体 基礎・基礎ぐし その他 (工事の工程の順 建築物の量の見 特定建設資材の量の見 特定建設の量が見 類の発生が見 築物の部分	ハ 原 れたみ 乗物の及 乗込 まれる 建	外装材・ 基礎・基礎 その他の工他のの他の切り アスファル・ 建設発生	二部構造部名 をぐいの取り 取り壊し 足における 発合の理由(類 リート塊 コンクリート塊 三木材	か取り域)壊し 有 無 ン 量の	表し 有 無 で順序 トン トン	併用の場合の理由(手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由(手作業 手作業・機械作業の併用 手作業 手作業・機械作業の併用 手作業 手作業・機械作業の併用 手作業 手作業・機械作業の併用)
の作業内容及び解体方法 漢廃棄物発生見込	外装材・上部体 基礎・基礎ぐし その他 (工事の工程の順 建築物の量の見 特定建設資材の量の見 特定建設の量が見 類の発生が見 築物の部分	ハ 原 れたみ 乗物の及 乗込 まれる 建	外装材・ 基礎・基礎 その他の工他のの他の切り アスファル・ 建設発生	二部構造部名 をぐいの取り 取り壊し 足における 発合の理由(類 リート塊 コンクリート塊 三木材	か取り域)壊し 有 無 ン 量の	表し 有 無 で順序 トン トン	併用の場合の理由(手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由(手作業 手作業・機械作業の併用 手作業 手作業・機械作業の併用 手作業 手作業・機械作業の併用 手作業 手作業・機械作業の併用)
の作業内容及び解体方法 選廃棄物発生見込量	外装材・上部体 基礎・基礎ぐし その他 (工事の工程の順 建築物の量の見 特定建設資材の量の見 特定建設の量が見 類の発生が見 築物の部分	ハ 原 れたみ 乗物の及 乗込 まれる 建	外装材・ 基礎・基礎 その他の工他のの他の切り アスファル・ 建設発生	二部構造部名 をぐいの取り 取り壊し 足における 発合の理由(類 リート塊 コンクリート塊 三木材	か取り域)壊し 有 無 ン 量の	表し 有 無 で順序 トン トン	併用の場合の理由(手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由(手作業 手作業・機械作業の併用 手作業 手作業・機械作業の併用 手作業 手作業・機械作業の併用 手作業 手作業・機械作業の併用)
の作業内容及び解体方法 選廃棄物発生見込量	外装材・上部体 基礎・基礎ぐし その他 (工事の工程の順 建築物の量の見 特定建設資材の量の見 特定建設の量が見 類の発生が見 築物の部分	ハ 原 れたみ 乗物の及 乗込 まれる 建	外装材・ 基礎・基礎 その他の工他のの他の切り アスファル・ 建設発生	二部構造部名 をぐいの取り 取り壊し 足における 発合の理由(類 リート塊 コンクリート塊 三木材	か取り域)壊し 有 無 ン 量の	表し 有 無 で順序 トン トン	併用の場合の理由(手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由(手作業 手作業・機械作業の併用 手作業 手作業・機械作業の併用 手作業 手作業・機械作業の併用 手作業 手作業・機械作業の併用)

(A4) 別表 2

建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替) 分別解体等の計画等

/ +	ᇚᆉᇰᆘᆣᅽᄓ	- > . 4		773111	1 77 71			÷n :⁄∞ ++
	用する特定建設		7リート 				成る建	設 負材
	資材の種類		ファルト・コ	コンクリー	卜	材		
		建築物の)状况					
		周辺状況	7					
		作業場所	斤の状況					
<u>Ş</u>	建築物に関する							
	調査の結果	搬出経路	各の状況					
			与無(修繕・					
		模様替工	事のみ)					
		その他						
		()					
		作業場所	斤の確保					
エ	事着手前に実施	搬出経路	各の確保					
3	する措置の内容							
		その他						
		()					
	工事着手の時期	月	平成 年	月日				
Т	工程	•				作業	内容	
程ご	造成等		造成等のエ	事有	無	11, 21,		
رُ			~~~~~~		,			
ح	基礎・基礎ぐ	١,١	基礎・基礎	∮ぐいのエ₽	事 有	無		
の				_ ,		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•	
作業内	上部構造部分	・外装	上部構造部	3分・外装(カ工事	有	無	
業							****	
内	屋根		屋根の工事	 事 有	無			
容					****			
	建築設備・内	装等	建築設備・	内装等の	□事	有	無	
				, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			****	
	その他		その他のエ	事有	無			
	()			- 5	****			
廃	特定建設資材廃	棄物の種	1#	- NA-T-		~ = ··	٦.	発生が見込まれる部分又
棄	類ごとの量の見	込み並び	種	類	重	の見込	· か	使用する部分(注)
物	に特定建設資材	が使用さ	コンクリ	リート塊				100,100
発	れる建築物の部分	分及び特		1 75			トン	
生	定建設資材廃棄	物の発生		コンクリート塊			- 1 -	
見.	が見込まれる建築	築物の部	7,7,7,7,7	4/// 1-76			トン	
込	分		建設発生	- 木材			1 /	
込量			建以元ユ	_<1>1/1/3			トン	
		基礎 上語	】 部構造部分・外	装 屋根	建築設備	・内装等	その他	
備者						,	,5	
1曲1	5							

以外の事項は法第9条第2項の基準に適合するものでなければなりません。

欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 (土木工事等 分別解体等の計画等

(工作物の構造 解体工事のみ)	鉄筋二	コンクリート	- 造 そ	<u>の</u> 他 ()
	工事の種類	新築工 電気 その他	水道	寺・修繕工 ガス	事 解 下水道	¥体工事 鉄道 ₹	電話)
	用する特定建設資材の種類 「築・維持・修繕工事のみ)		フリート ファルト・ニ			が鉄から成る頭 は材	建設資材	
		工作物の)状況					
		周辺状況						
	L作物に関する	作業場所						
	調査の結果	搬出経路						
		付着物の4 維持・修約	自無(解体・ 善工事のみ)					
		その他 ()					
		作業場所	fの確保					
	事着手前に実施 する措置の内容	搬出経路	各の確保					
		その他 ()					
	工事着手の時期	仴	平成年	月日				
ご部円	工程			作業	《内容			『体等の方法 □工事のみ)
ح	仮設		仮設工事	有	Ħ		手作業 手作業・	機械作業の併用
の作業	土工		土工事	有 無			手作業	機械作業の併用
未内容	基礎		基礎工事	有	Ħ		手作業	機械作業の併用
及び	本体構造		本体構造σ)工事 で	有 無	ŧ	手作業	
解体	本体付属品		本体付属品	の工事	有	無	手作業	機械作業の併用
方法	その他	`	その他のコ	事 有	無		手作業	機械作業の併用
	<u>(</u> 工事の工程の》	<i>)</i> 頁序	上の工程	星における		の順序	手作業・	機械作業の併用
	(解体工事のあ		その他(()
	乍物に用いられた建記 D見込み(解体工事の				トン			
廃棄	特定建設資材廃棄物との量の見込み(全	:工事)並	種	類		の見込み	発生が見込 使用する部	まれる部分又は 分(注)
物	びに特定建設資材か る工作物の部分(新 持・修繕工事のみ)	「築・維	コンクリ	リート塊		-		
生	建設資材廃棄物の発 まれる工作物の部分	生が見込 (維持・	アスファルト・	コンクリート塊		<u> </u>		
込量	修繕・解体工事のみ	•)	建設発生	木材				
	(注) 仮設 土	工 基礎	┃ 本体構造	本体付属品	<u> </u> その他	- ۱۲ -	<u> </u>	
備者								
	-							

(様式第二号) (A4)

変 更 届 出 書

	知事 市区町村長 殿			平成	年	月	日
	フリガナ 氏名 (法人にあって)	は商号又は名称及び	代表者の氏名)				印
		-) 電	話番号	-	-		
建設工事に係る資材の再							- +!!! = ਰ
在 以上 ずに ぶ り 負 初 の 行	真 小山寺に関する/4		の飛座により、	1,800,0	ر چو ره ره.	文で曲1	лша э 。
1.工事の概要		記					
工事の名称				_			
工事の場所				_			
工事の種類 建築物に係る解体工 建築物に係る新築工 建築物以外のものに 工事の規模	事等であって新築又	は増築の工事に記		D			
建築物に係る解体工事	用途	<u> </u>	階数	、工事	対象床	面積	
建築物に係る新築又は	増築の工事 用途	<u> </u>	階数	、工事	対象床	面積	
建築物に係る新築工事	等であって新築又は	は増築の工事に該	当しないもの				
	用途	<u> </u>	階数	、請負	代金		万円
建築物以外のものに係請負・自主施工の別: 2.元請業者(請負契約に	請負 自主施工	[工事等 請 - -		万円	I		
請負・自主施工の別:	請負 自主施工 よらないで自ら施工 商号又は名称及び代	江事等 請 - - でする場合は記載 ⁷	不要)				
請負・自主施工の別: 2.元請業者(請負契約に フリガナ 氏名(法人にあっては (郵便番号 - 住所	請負 自主施工 よらないで自ら施工 商号又は名称及び代	江事等 請 でする場合は記載で で表者の氏名) である。	不要)				
請負・自主施工の別: 2.元請業者(請負契約に アリがナ 氏名(法人にあっては (郵便番号 -	請負 自主施工 よらないで自ら施工 商号又は名称及び代)電話番号	江事等 請 でする場合は記載で で表者の氏名) である。	不要)				
請負・自主施工の別: 2.元請業者(請負契約に	請負 自主施工 よらないで自ら施工 商号又は名称及び代)電話番号	江事等 請	不要)				
請負・自主施工の別: 2.元請業者(請負契約に アリがナ 氏名(法人にあっては (郵便番号 - 住所 許可番号(登録番号) 建設業の場合	請負 自主施工 よらないで自ら施工 商号又は名称及び代)電話番号 大臣 知事	工事等 請 する場合は記載2 表者の氏名) -	不要)				
請負・自主施工の別: 2.元請業者(請負契約に アルがナ 氏名(法人にあっては (郵便番号 - 住所 許可番号(登録番号) 建設業の場合 建設業許可 主任技術者(監理技	請負 自主施工 よらないで自ら施工 商号又は名称及び代)電話番号 大臣 知事 術者)氏名	工事等 請っている 請しています ままま おまま で (名) 上の 「一」	不要)				
請負・自主施工の別: 2.元請業者(請負契約に	請負 自主施工 よらないで自ら施工 商号又は名称及び代)電話番号 大臣 知事 大臣 知事 知事	工事等 請っている 請しています ままま おまま で (名) 上の 「一」	不要)				
請負・自主施工の別: 2.元請業者(請負契約に	請負 自主施工 よらないで自ら施工 商号又は名称及び代)電話番号 大臣 知事 大臣 知事 和事 者から法第12条第1	工事等 請 する場合は記載 表者の氏名) - - 号 - 項の規定による	不要)				
請負・自主施工の別: 2.元請業者(請負契約に	請負 自主施工 よらないで自ら施工 商号又は名称及び代)電話番号 大臣 知事 大名 術者)氏名 おら法第12条第1 で自ら施工する場合	工事等 請 する場合は記載 表者の氏名) - - 号 - 項の規定による	不要)				
請負・自主施工の別: 2.元請業者(請負契約に アルガナ 氏名(法人にあっては (郵便番号 ・ 住所 許可選設 番号) 建設 業許可 主任技事業の場合 解体工事業登録 技術管理者氏名 3.対象建設工事の元請業 (請負契約に	請負 自主施工 よらないで自ら施工 商号又は名称及び代)電話番号 大名 大名 知事 (新者)氏名 知事 (お前と) おからら施工する場合 日 (お前と) ははてはてはないでしていいにはないでしていいにないにない。 1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、	工事等 請 する場合は記載 表者の氏名) - - - - - - - - - - - - -	不要) _号				
請負・自主施工の別: 2 . 元請業計 (請負 自主施工 よらないで自ら施工 商号又は名称及び代)電話番号 大名 大名 知事 (新者)氏名 知事 (お前と) おからら施工する場合 日 (お前と) ははてはてはないでしていいにはないでしていいにないにない。 1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、	工事等 請 する場合は記載 表者の氏名) - - - - - - - - - - - - -	不要) _号				

欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

受付番号

変更 箇所

分別解体等の計画等

_,				-				
5	建築物の構造	木造		筋コンクリ		鉄筋コンク	リート造	
	三米1万0万円足	鉄骨造		<u> フリートブ</u>	<u>ロック造</u>	その他()	1
		建築物の	D状況					
		田コイドル		-				
		周辺状況	戊					
		作業提品	fの状況					
		11-25-2011	1 02.1/()/					
廷	建築物に関する	搬出経路	各の状況					
	調査の結果							
		なっ かっ	の有無	 		-		
		73/1ナイグロ	IV) H AM					
		付着物の	D有無					
		7 O /lk		_				
		その他						
		()					
		作業場所	斤の確保					
		11 20 2077	, i op he pit					
		140 - 1 - 477 0	I					
		搬出経路	各の確保					
lΤ	事着手前に実施							
	する措置の内容	残 友物 5	品の搬出の					
1) 011 <u>F</u> 0111	確認						
		その他						
		()					
	工事着手の時期	Я	平成 年	月日				
т	工程	73	1 1320 1		美内容		分別解体等の方法	
上程 ごと	建築設備・内	生材笙	建筑≒0.借。	<u> </u>		有 無	手作業	
ご	医未以佣 [7]	なりも	建未以佣	73农们 安 02	,4X ·J / F · O	H ***	手作業・機械作業の併用	
۲							併用の場合の理由(`
の	屋根ふき材		日担ったよ	オの取り外し		/m	手作業)
作業内	全依いさ 材		全依いさず	かけない かん	し 有	無	┃ 于IF乗 ┃ 手作業・機械作業の併用	
表								,
1, 3				<u> </u>	/\ 	 	併用の場合の理由()
一字		H > 4 + 5 / >						
容及	外装材・上部	構造部分			分の取り環	₹ U	手作業	
容及び			有 無	Ħ			手作業・機械作業の併用	
び 解	外装材・上部は基礎・基礎で		有 無			· 有 無	手作業・機械作業の併用 手作業	
が解体	基礎・基礎ぐし		有 無 基礎・基礎	せんいの取り	り壊し	有 無	手作業・機械作業の併用 手作業 手作業・機械作業の併用	
が解体			有 無	せんいの取り		有 無	手作業・機械作業の併用 手作業 手作業・機械作業の併用 手作業	
び 解	基礎・基礎ぐし		有 無 基礎・基礎	せんいの取り	り壊し	有 無	手作業・機械作業の併用 手作業 手作業・機械作業の併用	
が解体	基礎・基礎ぐし	, 1	有 無基礎・基礎 をの他の耳	せんいの取り	り壊し	有 無	手作業・機械作業の併用 手作業 手作業・機械作業の併用 手作業	
が解体	基礎・基礎ぐ その他 ()	, 1	有 無基礎・基礎 をの他の耳	悪 歴ぐいの取! 双り壊し 呈における	り壊し	有 無	手作業・機械作業の併用 手作業 手作業・機械作業の併用 手作業	
が解体	基礎・基礎ぐ その他 ()	, 1	有 無基礎・基礎・基礎・基礎・ まの他の耳 上の工程 その他 (乗 歴ぐいの取り 取り壊し 呈における (り壊し	有 無	手作業・機械作業の併用 手作業 手作業・機械作業の併用 手作業)
が解体	基礎・基礎ぐり その他 () 工事の工程の制	原序	有 無基礎・基礎・基礎・基礎・ まの他の耳 上の工程 その他 (悪 歴ぐいの取! 双り壊し 呈における	り壊し	有 無	手作業・機械作業の併用 手作業 手作業・機械作業の併用 手作業)
び解体方法	基礎・基礎ぐり その他 () 工事の工程の制建築物に用いら	月序	有 無基礎・基礎・基礎・基礎・ まの他の耳 上の工程 その他 (乗 歴ぐいの取り 取り壊し 呈における (場合の理由	り壊し 有 無 (有 無	手作業・機械作業の併用 手作業 手作業・機械作業の併用 手作業)
び解体方法	基礎・基礎ぐり その他 () 工事の工程の制 建築物に用いらっ 建設資材の量の見っ	バ 真序 れた 込み	有 無基礎・基礎・基礎・基の他の耳 上の工程 その他の場	無 歴ぐいの取り 双り壊し 呈における (場合の理由	り壊し 有 無 (トン	有 無	手作業・機械作業の併用 手作業 手作業・機械作業の併用 手作業 手作業・機械作業の併用)
び解体方法	基礎・基礎ぐり その他 () 工事の工程の制 建築物に用いらっ 建設資材の量の見り 特定建設資材廃	ハ	有無基礎・基礎・基礎・基礎・基の他の耳をの他の場合をの他の場合をある。	無 歴ぐいの取り 取り壊し 呈における (場合の理由	り壊し 有 無 (トン	有 無	手作業・機械作業の併用 手作業 手作業・機械作業の併用 手作業)
び解体方法院棄	基礎・基礎ぐり その他 () 工事の工程の制 建築物に用いらっ 建設資材の量の見う 特定建設資材廃 類ごとの量の見う	ハ 頁序 れた 込み 棄物の種 込みひび	有無基礎・基礎・基礎・基礎・基の他の耳をの他のはその他のはできます。	無 歴ぐいの取り 双り壊し 呈における (場合の理由	り壊し 有 無 (トン	有 無の順序	手作業・機械作業の併用 手作業 手作業・機械作業の併用 手作業 手作業・機械作業の併用)
び解体方法 廃棄物	基礎・基礎ぐり その他 () 工事の工程の制 建築物に用いら 建設資材の量の見 特定建設資材廃 類ごとの量の見 その発生が見込	ハ 頁序 れた 込み 棄物の種 込みひび	有 基礎・基础 その他の耳 その他のは その他のは コンク!	無 をぐいの取り 取り壊し 呈における (場合の理由 類 リート塊	り壊し 有 無 (トン	有 無	手作業・機械作業の併用 手作業 手作業・機械作業の併用 手作業 手作業・機械作業の併用)
び解体方法 廃棄物	基礎・基礎ぐり その他 () 工事の工程の制 建築物に用いらっ 建設資材の量の見う 特定建設資材廃 類ごとの量の見う	ハ 頁序 れた 込み 棄物の種 込みひび	有 基礎・基础 その他の耳 その他のは その他のは コンク!	無 歴ぐいの取り 取り壊し 呈における (場合の理由	り壊し 有 無 (トン	有 無 の順序 O見込み トン	手作業・機械作業の併用 手作業 手作業・機械作業の併用 手作業 手作業・機械作業の併用)
び解体方法 廃棄物	基礎・基礎ぐり その他 () 工事の工程の制 建築物に用いら 建設資材の量の見 特定建設資材廃 類ごとの量の見 その発生が見込	ハ 頁序 れた 込み 棄物の種 込みひび	有 基礎・基础 その他の耳 その他のは その他のは コンク!	世ぐいの取り 取り壊し 呈における (湯合の理由 リート塊 コンクリート塊	り壊し 有 無 (トン	有 無の順序	手作業・機械作業の併用 手作業 手作業・機械作業の併用 手作業 手作業・機械作業の併用)
び解体方法 廃棄物	基礎・基礎ぐり その他 () 工事の工程の制 建築物に用いら 建設資材の量の見 特定建設資材廃 類ごとの量の見 その発生が見込	ハ 頁序 れた 込み 棄物の種 込みひび	有 基礎・基础 その他の耳 その他のは その他のは コンク!	世ぐいの取り 取り壊し 呈における (湯合の理由 リート塊 コンクリート塊	り壊し 有 無 (トン	有 無 の順序 D見込み トン	手作業・機械作業の併用 手作業 手作業・機械作業の併用 手作業 手作業・機械作業の併用)
び解体方法 廃棄物	基礎・基礎ぐりである。 その他() 工事の工程の制度、 建築物に用いら、 建設資材の量の見、 特定建設資材廃。 類ごとの量が見、 その発生が見、 条物の部分	ハ 原 れたみ の の 及 す る ま れ る ま	有無基礎・基礎・基礎・基の他の耳をの他の場合の他の場合である。	世ぐいの取り 取り壊し 呈における (場合の理由 類 リート塊 コンケリート塊 上木材	り壊し 有 無 (トン 量の	有 無 の順序 D見込み トン トン	手作業・機械作業の併用 手作業 手作業・機械作業の併用 手作業 手作業・機械作業の併用)
び解体方法 廃棄物発生見込量	基礎・基礎ぐりである。 その他 () 工事の工程の制 建築物に用いらき 建設資材の量の見き 特定建設資材廃ま 類ごとの発生が見込き 物の部分	ハ 原 れたみ の の 及 す る ま れ る ま	有 基礎・基础 その他の耳 その他のは その他のは コンク!	世ぐいの取り 取り壊し 呈における (湯合の理由 リート塊 コンクリート塊	り壊し 有 無 (トン 量の	有 無 の順序 D見込み トン	手作業・機械作業の併用 手作業 手作業・機械作業の併用 手作業 手作業・機械作業の併用)
び解体方法 廃棄物	基礎・基礎ぐりである。 その他 () 工事の工程の制 建築物に用いらき 建設資材の量の見き 特定建設資材廃ま 類ごとの発生が見込き 物の部分	ハ 原 れたみ の の 及 す る ま れ る ま	有無基礎・基礎・基礎・基の他の耳をの他の場合の他の場合である。	世ぐいの取り 取り壊し 呈における (場合の理由 類 リート塊 コンケリート塊 上木材	り壊し 有 無 (トン 量の	有 無 の順序 D見込み トン トン	手作業・機械作業の併用 手作業 手作業・機械作業の併用 手作業 手作業・機械作業の併用)
び解体方法 廃棄物発生見込量	基礎・基礎ぐりである。 その他 () 工事の工程の制 建築物に用いらき 建設資材の量の見き 特定建設資材廃ま 類ごとの発生が見込き 物の部分	ハ 原 れたみ の の 及 す る ま れ る ま	有無基礎・基礎・基礎・基の他の耳をの他の場合の他の場合である。	世ぐいの取り 取り壊し 呈における (場合の理由 類 リート塊 コンケリート塊 上木材	り壊し 有 無 (トン 量の	有 無 の順序 D見込み トン トン	手作業・機械作業の併用 手作業 手作業・機械作業の併用 手作業 手作業・機械作業の併用)
び解体方法 廃棄物発生見込量	基礎・基礎ぐりである。 その他 () 工事の工程の制 建築物に用いらき 建設資材の量の見き 特定建設資材廃ま 類ごとの発生が見込き 物の部分	ハ 原 れたみ の の 及 す る ま れ る ま	有無基礎・基礎・基礎・基の他の耳をの他の場合の他の場合である。	世ぐいの取り 取り壊し 呈における (場合の理由 類 リート塊 コンケリート塊 上木材	り壊し 有 無 (トン 量の	有 無 の順序 D見込み トン トン	手作業・機械作業の併用 手作業 手作業・機械作業の併用 手作業 手作業・機械作業の併用)

建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替) 分別解体等の計画等

変更 箇所

- /					7 7 11 1 1 1		L = 1
	用する特定建設		フリート		- ト及び鉄から成	る建	設資材
	資材の種類			コンクリート	ト 木材		
	· -	建築物の)状況 !				
	I	周辺状況	₹				
	•	<i>1</i> ℃₩+担6	<u>- 少作に</u>	<u> </u>			
3	建築物に関する	作業場所	の状況				
	調査の結果	搬出経路	多の状況				
	1	付着物ので	有無(修繕・				
	1	模様替工事	手のみ)	<u> </u>			
	ı	その他 ()	1			
		作業場所					
╽	・キャイナーロケ	Han II 사고 D					
	事着手前に実施する措置の内容	搬出経路	5の催休 !				
	3,5	その他					
<u> </u>		[()	<u> </u>			
<u> </u>	工事着手の時期	<u>玥</u>	平成 年	月日	2 312 1		
Ţ	工程				作業内	容	
程ご	造成等		造成等のエ	[事 有	無		
との	基礎・基礎ぐし	L1	基礎・基礎	せぐいの工事	事 有 無		
作業	上部構造部分	・外装	上部構造部	部分・外装の	D工事 有	無	
内	屋根		屋根の工事	事 有	無		
容		-1-1- April		· ***	 		
	建築設備・内	装等 	建築設備・	・内装等のエ	[事 有 無	<u>.</u>	
	その他 ()		その他のエ	[事 有	無		
	特定建設資材廃			類	量の見込み		発生が見込まれる部分又は
棄物	類ごとの量の見え に特定建設資材を	込み並ひが使用さ	'I		至いたい		使用する部分(注)
発	れる建築物の部分	分及び特	:	一一下远		トン	
生	定建設資材廃棄が見込まれる建	物の発生	アスファルト・コ	コンクリート塊			
込量	分	不りり口	建設発生	E木材		トン	
重						トン	
/ ++ -	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	基礎 上部	部構造部分・外	装 屋根	建築設備・内装等	その他	
備者	Š						

以外の事項は法第9条第2項の基準に適合するものでなければなりません。

欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 (土木工事等) **分別解体等の計画等**

変更 箇所

				1101 1.1.			,	
(工作物の構造 解体工事のみ)	鉄筋二	コンクリート	-造 そ	·の他(· -)
	工事の種類	新築コ	事 维持	・修繕工	重	解体工事		
		電気	_ _更 <u>;;;;);</u> 水道	」 ガス	. <u>尹</u> 下水道		電記	£
		その他		73.7	1.71/2		42.0	"
	· 프로크 카브 카브 카브 카스 카드		ュ <u>ー</u> フリート	コンカロ	_ LT	なび鉄から成	ろ建≒	<i></i>
	用する特定建設資材の種類 f築・維持・修繕工事のみ)		ァヮ ファルト・ニ			木材	o x±n	X 💆 1/3
		工作物の		1279	1	717/7		
		工 I F 1初 V	21/1///////////////////////////////////					
		周辺状況	7					
		10021八//	.					
		作業場所	の状況					
-	L作物に関する	F 	1024/())					
-	調査の結果	搬出経路	は状況					
		ᆘᄊᄔ	3024/())					
		付着物ので	ョ無(解体・					
			善工事のみ)					
		その他						
		()					
\vdash		作業場所	<u>,</u> の確保					
		一天・物门	ひ飛 木					
-	事着手前に実施	搬出経路	なの確保					
	する措置の内容	加工工作						
1		その他						
		(U))					
	工事着手の時期	·B	平成 年	月日				
\vdash		7.1	トルズ 十				1	 分別解体等の方法
程	工程			作對	業内容			カが解体寺の方法 (解体工事のみ)
ご			仮設工事	 有	無			(<i>肝 </i>
ح	IIXIIX		以以工事	Н	////			手作業・機械作業の併用
の	土工		土工事	有 無				
作業				H				手作業・機械作業の併用
内	基礎		基礎工事	 有	無			<u>- テド菜 協MF菜のガカ </u> 手作業
容			全旋工子	г	,,,,			手作業・機械作業の併用
及	本体構造		本体構造σ) 丁重	 有	無		<u> </u>
び	T-11-11-12-		一个怀悟。	/ 	ь	////		手作業・機械作業の併用
解	本体付属品		本体付属品	の丁事	有	無		<u>- チャネースパイティッカカー</u> 手作業
体方	I FIFT J N-V HH		C. PT. (3 /1-4)	···	13	,,,,		手作業・機械作業の併用
法	その他		その他のエ	事 有	無	<u> </u>		<u> </u>
14	()		- 3 - 13	<i>^</i> ,,	•		手作業・機械作業の併用
	工事の工程の川	原序	上の工程	における		の順序		THE RESIDENCE OF THE PARTY OF T
	(解体工事のみ		その他(4517)
	(— .		その他の場		(í
I	[作物に用いられた建	設資材の	2 35 70 35 7					
	の見込み(解体工事				トン			
廃	特定建設資材廃棄物	の種類ご		**	' 	B • C · · ·	[,	発生が見込まれる部分又は
棄	との量の見込み(全	:工事)並	植	類		量の見込み		使用する部分(注)
物	びに特定建設資材が る工作物の部分(新	使用され	コンクリ	ート塊				
発	持・修繕工事のみ)	及び特定					トン	
生	建設資材廃棄物の発	生が見込	アスファルト・:	コンクリート塊			• •	
見	まれる工作物の部分						トン	
込	修繕・解体工事のみ	٠)	建設発生	木材				
量				=			トン	
	(注) 仮設 土	工 基礎	本体構造	本体付属品	その	他		
備者								
	-							